

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 応募資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者。
- (2) 知事の審査を受け、令和 5～7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。（入札参加資格確認申請書提出時において、資格審査終了済みであり、資格を有している者。）
- (3) 広告代理業務について、3 年以上の営業経験を有する者であること。（法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが、商業登記事項証明書等により確認できること。個人にあっては、契約書等の写しにより確認できること。）
- (4) 入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加を認められた者。（入札参加資格確認申請書の提出先、提出期限等は別記 1 のとおり）
- (5) 入札参加資格申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者。

2 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載要領、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告取扱業者募集要項、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載仕様書、契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接提出しなければならない。郵送及び電送による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札は、県が配布する入札書により、封筒に入れて提出すること（入札に必要な印鑑を持参すること）。なお、その封筒は糊付けしないこと。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない（金額を訂正する場合は、新たに入札書に記載すること）。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (10) 入札金額は、本広告 1 回当たりの金額に掲載回数 (12 回) を乗じた額とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (入札者が見積もる契約金額) をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 開札は、入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、県の指定した者を立会させて開札する。
この場合、異議の申立てはできない。
- (12) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員 (以下「入札関係職員」という。) 及び立会職員以外の者は入室することができない。
- (13) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (14) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (15) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (16) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (17) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2 回を限度として再度の入札を行う。
3 回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2 回を限度として見積に移行するものとする。
- (18) 数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札者は以後の入札には参加できない。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加資格者及びその代理人は、異議の申し立てはできないものとする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が 2 以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関

与した全ての入札が無効)

- (4) 入札書及び委任状において、業務名称に重大な誤りのあるとき。
- (5) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (6) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としないとき。(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く)

(参考) 代理入札において、よく見られる無効の例

- ア 代理入札であるにもかかわらず、入札参加者本人による入札書を封入して持参したとき
- イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき
- ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき
- エ 委任状に代表者印がないとき (社印は意思表示にならない)
- オ 委任状に代理人の印がないとき
- カ 入札書に代理人の印がないとき
- キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき (意思表示者が不明)
- ク 代理人の印がシャチハタ印であるとき など

- (7) 入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (8) 入札金額を訂正して入札したとき。
- (9) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最高入札金額以下の入札をしたとき。
- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他、愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格以上の最高の価格で入札をした者を落札者とししない場合がある。また入札参加者及びその

代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当と認められるとき。

なお、最高の価格で入札をした者を落札者とししない場合は、予定価格以上の価格で申込をした他の者のうち、最高の価格で申込をした者を落札者とすることがある。

(5) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

(6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(3) 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

6 契約書の作成

(1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

(2) 落札後、電子契約を希望する場合は、速やかに電子メール（kohokocho@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

7 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

8 その他

(1) 入札参加資格者又はその代理人が、本件の入札契約手続きに関して要した費用

については、全て当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。

(2) 1 (2) の資格審査に関する事項の照会先並びに申請先は次のとおり。

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 (電話 089-912-2156)

(3) 事務を担当する部局は、別記2のとおりとする。

(4) 本件入札は、令和8年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

別記

1 入札参加資格確認申請書の取扱い

(1) 入札参加資格確認申請書の提出方法等

ア 次の書類を提出すること。

- ・「入札参加資格確認申請書」（様式1）

虚偽の記載を行った場合など、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。

イ 提出先及び提出期限

令和8年2月9日（月）午後5時15分までに、下記2の場所に持参又は郵送（期限必着）にて提出すること。

(2) 入札参加の可否の通知

県は、提出された入札参加資格確認申請書の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに申請者へ通知する。

2 事務を担当する部局

- (1) 部局名 愛媛県 企画振興部 政策企画局 広報広聴課
広報プロモーショングループ
- (2) 住 所 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
- (3) 電話番号 089-912-2241
- (4) FAX番号 089-945-4211

(参考) スケジュール概要

日	項 目		
2/2（月）	公告	入札関係書類交付 （県HPでのダウンロード 又は手渡し）	資格確認申請書の提出 （持参又は郵送）
2/9（月）		↓ 終了	↓ 提出期限
			入札参加可否の通知 （郵送）
2/17（火）	入札		